

未成年口座取扱規定・新旧対照表（2023年3月改定）

（下線が改定部分）

新	旧
<p>第4条（親権者の届出等）</p> <p>(6) お客様は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）、<u>取引パスワードおよび電話認証番号（(旧、暗証番号)</u>以下、これらを「認証番号」といいます。）を親権者以外の第三者への開示または貸与により本口座を利用させることはできません。</p> <p>第6条（解約）</p> <p>当社は、お客様が証券総合取引約款第29条第1項<u>および第7項</u>に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、本口座を解約できるものとします。</p> <p>①当社に届出のあった親権者の親権関係について、虚偽であること、または虚偽である疑いが判明したとき</p> <p>②前号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき</p> <p style="text-align: right;">2023年3月18日改定</p>	<p>第4条（親権者の届出等）</p> <p>(6) お客様は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）<u>および暗証番号</u>（以下、これらを「認証番号」といいます。）を親権者以外の第三者への開示または貸与により本口座を利用させることはできません。</p> <p>第6条（解約）</p> <p>当社は、お客様が証券総合取引約款第29条第1項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、本口座を解約できるものとします。</p> <p>①当社に届出のあった親権者の親権関係について、虚偽であること、または虚偽である疑いが判明したとき</p> <p>②前号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき</p> <p style="text-align: right;">2022年4月1日改定</p>